

東京国公だより

【電話】03-3501-6973

【FAX】03-3500-4391

【Eメール】

uematsu@tk-kokko.org

URL: <http://tk-kokko.org/>

東京国家公務員・独立行政法人労働組合共闘会議 2018/4/8 17-24 号

緊急院内集会 **国民主権をな**

いがしろにする公文書の改ざん

「森友公文書改ざん・「働き方改革データ」問題の真相究明！国民のための公務員制度めざす緊急院内シンポジウム

①名称 森友公文書改ざん・加計・「働き方改革データ」問題の真相究明！国民のための公務員制度めざす緊急院内シンポジウム

②日時 4月10日（火）13:30～17:00

③会場 参議院議員会館講堂

④主催 国公労連

⑤内容 主催者あいさつ

★シンポジスト

前川喜平氏（前文部科学省事務次官）

中野晃一氏（上智大学教授）

上西充子氏（法政大学教授）

鎌田一氏（国公労連書記長）

※行政現場からの発言も予定。

連法案のポイント参照

【裏面に「働き方改革」関

連法案のポイント参照
残業期間規制と云っても月100時間容認ですから過労死を招く残業時間を容認するものです。

外す「高度プロフェッショナル制度（残業代ゼロ制度）」の創設が盛り込まれました。



6日閣議決定後法案提出

政府は六日、「働き方」関連法案を国会に提出した。

長時間労働を助長すると批判された裁量労働制の

対象拡大を削除するなど修正をしましたが、残業時間の罰則付き上限規制の導入や、高収入の一部専門職を労働時間規制から

これでは過労死容認の働き方推進ではないか！

残業代ゼロ

月100時間OK

インターバル規制では単なる努力目標

残業時間規制は一九四七年の労働基準法制定以来、初めて設けられるとのこと。しかし年間上限は七百二十時間、繁忙期では月百時間未満、二〜六カ月は平均八十時間以内とするとしています。これ

ではとても規制とは呼べません。まさに「過労死容認」法案です。

なお長時間労働が特に

問題視される建設、運輸、医師は五年間適用を猶予するとしています。

「高プロ制度」で、年

間6000時間働

けせても違法ではな

いなんて!?

「高度プロフェッショナル

| | 主な内容 | 労働界や野党が指摘する問題点 |
|-------------|--|--|
| 残業時間の上限規制 | 上限を年間720時間、2〜6カ月平均で80時間以下、単月で100時間未満と規定。違反した企業に懲役または罰金 | 月100時間の残業は 過労死ライン 。一部業種が当面、規制対象外になるのも問題 |
| 「残業代ゼロ制度」創設 | 年収1075万円以上の専門職を労働時間規制から除外。残業代や深夜・休日の割り増しは支払われなくなる | 「 定額働かせ放題 」となり、長時間労働を助長。将来的に年収要件が下がる懸念も |
| 同一労働同一賃金 | 賃金や手当、福利厚生で正社員と非正規社員の不合理な待遇差を禁止 | 具体策は指針 に委ねられる部分が多く、実効性は不透明 |
| インテール規制 | 終業と始業の間に一定の休息時間を設ける努力義務を課す | 努力義務では 不十分 |

「働き方」関連法案のポイント

ル制度（残業代ゼロ制度）は労働時間の規制が適用されない制度です。そのため何時間働かせても残業代を払わなくてもよいというところでもない制度です。だから私たちは「残業代ゼロ制度」と呼んでいるわけです。

日本共産党小池晃書記局長の参議院予算委員会（3月2日）での質問・追及で衝撃的内容が確認されました。この「高プロ」

制度では、年間104日休ませれば、理論的に残りの年間6000時間働かせても違法ではないことが政府答弁で明らかになったのです。

財界は年収で450

万円以上の労働者へ

の適用を要求

政府は年収1075万円以上の専門職が対象だと説明しています。しかし経団連は年収450万円以上の収入のある労働者を対象とするよう要求、提案していました。

いったん制度化されれば、年収要件が引き下げられることは明らかです。それは労働者派遣法の経過を見ても明らかです。

「働き方改革」はま

ずはあひびぞ元の最

ヶ聞から

働き方という点では、労働者はまずは労働時間です。過労死を招くような残業時間容認の法案は断じて認めるわけにはいきません。残業時間の問題では、

「政府のおひび元霞ヶ関の**国公職場がブラック**

の中のブラック」です。この法案を葬るために文字通り「官民共同」で闘いましょう！

法案は、労働基準法や労働契約法など計八本の改正案の一括法案です。法案には「高プロ」や「残業時間規制」のほかに、「同一労働同一賃金」問題や「インテール規制」が盛り込まれていますが、別表の通り全く実効性に欠ける内容です。

真の働き方改革を要求しましょう！

なお施行日は残業時間規制や残業代ゼロ制度、「同一労働同一賃金」など内容ごとに異なり、労務体制が弱い中小企業は大企業より一年遅くなるものが多くなっています。

4月11日は「働き方改革」問題で統一行動